

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市中小企業者奨学金返済支援制度応援補助金
補助事業等の目標	中小企業者が従業員に対して実施する奨学金の返済支援に要する費用を補助することにより、従業員の経済的及び心理的負担を軽減し、安心して働ける環境の構築を図るとともに、採用活動において優秀な人材確保につなげ、地域の移住・定住を促進する。
補助事業等の対象者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内に事業所等を構えて事業を営む中小企業者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市内に本社又は本店を有していること。</li> <li>(2) 従業員を対象にした返済支援制度について、就業規則、賃金規程、当該返済支援制度に係る規程等の文書において明文化していること。</li> <li>(3) 市税を滞納していないこと。</li> </ol> </li> <li>2 次に掲げる者については、補助対象者から除くものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員、諏訪市暴力団排除条例（平成24年諏訪市条例第20号）第6条第1項に規定する暴力団関係者又は警察当局から排除要請のある者</li> <li>(2) この取扱基準による補助金の交付を受ける時点において廃業している者</li> <li>(3) その他市長が不適切と認める事業を行う者</li> </ol> </li> </ol>
補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助金の交付の対象となる費用は、次に掲げるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 中小企業者が補助対象となる従業員（以下「補助対象従業員」という。）に奨学金の返済費用として支給した費用</li> <li>(2) 中小企業者が補助対象従業員に代わって独立行政法人日本学生支援機構等の奨学金を貸与した機関（以下「日本学生支援機構等」という。）に直接返済した費用</li> </ol> </li> <li>2 補助金の交付の対象となる奨学金は、日本学生支援機構が貸与する第一種奨学金及び第二種奨学金その他市長が適切と認める公的機関が貸与する奨学金とする。</li> <li>3 補助対象従業員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助金の交付を受けようとする市の会計年度（以下「会計年度」という。）の末日において30歳未満である者</li> <li>(2) 補助金の交付の対象となる奨学金を受給していた者であって、返済義務があるもの</li> <li>(3) 令和5年4月1日以後に雇用された者（令和5年度採用として令和5年3月31日以前に入社する者を含む。）</li> <li>(4) 正規雇用者であって、期間の定めがなく雇用されているもの</li> </ol> </li> <li>4 補助金の交付の対象となる期間は、補助対象従業員を雇用した日の属する会計年度又は返済支援を開始した日の属する会計年度から起算して、補助対象従業員1人当たり通算3会計年度とする。ただし、補助対象期間に係る補助対象経費を、会計年度を超えて支出した場合を含むものとする。</li> </ol>
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、従業員1人当たり年額10万円を上限とする。

	【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の 評 価	補助事業者からの実施報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の 開 始 時 期	令和5年4月1日
補助事業等の 終 了 時 期	令和8年3月31日 【終了時期が3年を超える場合の理由】
情 報 の 公表の方法等	補助事業者（件数）、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
そ の 他	<p>1 この取扱基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（法人に限る。）をいう。</p> <p>(2) 返済支援 中小企業者が従業員に対し手当その他の方法により金銭等を支給することで、当該従業員による奨学金の返済を支援することをいう。</p> <p>2 補助金の交付を受けようとする費用について、他の補助制度により補助を受けている場合は、この取扱基準による補助金の交付の対象から除くものとする。</p> <p>3 中小企業者は、補助対象従業員を雇用した年度に開催される諏訪市新入社員歓迎大会の出席に努めるものとする。</p>
提 出 書 類	<p>1 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする年度の9月末日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、当該期日以後に補助対象従業員を雇用した場合は、雇用後速やかに申請書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市中小企業者奨学金返済支援制度応援補助金交付申請書（様式第2号-1）</p> <p>(2) 従業員別補助対象経費等内訳表（別表1）</p> <p>(3) 市内に本社又は本店を有していることを証する書類の写し</p> <p>(4) 補助対象従業員に係る雇用契約書等の雇用関係及び雇用形態が確認できる書類の写し</p> <p>(5) 補助対象従業員の奨学金の返済額及び奨学生番号等が分かる書類の写し</p> <p>(6) 就業規則、賃金規程等の支給根拠が分かる書類の写し</p> <p>(7) その他市長が特に必要と認める書類</p> <p>2 補助金の交付決定を受けた者は、当該決定を受けた日の属する年度の3月10日（当該年度の3月11日以降に支給が完了する場合は、原則として当該年度内）までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市中小企業者奨学金返済支援制度応援補助金実績報告書（様式第5号-1）</p> <p>(2) 実績報告書内訳表（別表2）</p> <p>(3) 返済費用として補助対象従業員に手当等により支給し、又は日本学生支援機構等に直接返済した額が分かる書類の写し</p> <p>(4) その他市長が特に必要と認める書類</p>

	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
<b>担 当 部 署</b>	諏訪市 経済部 商工課 商業振興係

令和5年 3月15日 制定（令和5年 4月 1日 施行）  
令和 6年 3月29日 一部改正（令和 6年 4月 1日 施行）